

○ 報告第1号 専決処分報告について(大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

※ 地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第108号）が平成27年12月25日に公布され、同日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、大仙市税条例等の一部を改正することについて専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。（平成27年12月28日 平成27年度専決第4号）

- 1 個人番号利用手続の見直しとして、国税における取扱いと同様に申告等の主たる申請の後に関連して提出される市民税及び特別土地保有税の減免申請の書類において、個人番号の記載を不要とする。（第51条及び第139条の3関係）
- 2 施行期日 公布の日（平成27年12月28日）

○ 議案第1号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 人事院勧告を受けた国の一般職の給与改定に倣い、一般職の給与を次のとおり改定するものであります。

- 1 平成27年度給与改定（第1条の規定関係）
 - (1) 給料の見直し（別表第1、別表第2関係）
行政職給料表並びに医療職給料表（一）、（二）及び（三）の給料表を平均0.4%引き上げる。
 - (2) 初任給調整手当の見直し（第7条関係）
 - (3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第26条関係）

① 一般職の12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げる。 0.75月 → 0.85月

区 分	6月期（支給済み）		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改正前	1.225	0.75	1.375	0.75	4.1月
改正後	同上	同上	同上	<u>0.85</u>	<u>4.2月</u>

② 再任用職員の12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げる。 0.35月 → 0.40月

- 2 平成28年度給与改定（第2条の規定関係）
一般職及び再任用職員の勤勉手当の支給配分の見直し（第26条関係）

区 分	6月期（支給済み）		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改正前	1.225	0.75	1.375	0.85	4.2月
改正後	同上	<u>0.80</u>	同上	<u>0.80</u>	4.2月

※ 再任用職員も一般職の例により見直し

- 3 施行期日（附則第1条関係）
 - (1) 平成27年度給与改定 公布の日（平成27年4月1日適用）
 - (2) 平成28年度給与改定 平成28年4月1日
- 4 経過措置（附則第2条、第3条関係）

○ 議案第2号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当を引き上げるものであります。

1 期末手当の引上げ等（第1条及び第2条の規定関係）

- ① 平成27年度において議会議員の期末手当を0.05月分引き上げる。
（12月期） 1.625月 → 1.675月
- ② 平成28年度において期末手当の支給配分を見直す。

区 分	平成27年度			平成28年度		
	6月期	12月期		6月期	12月期	
改正前	1.475	1.625	3.10月	1.475	1.675	3.15月
改正後	同上	<u>1.675</u>	3.15月	<u>1.500</u>	<u>1.650</u>	3.15月

2 施行期日

- ① 平成27年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日（遡及適用）
- ② 平成28年度の期末手当の支給配分の見直し 平成28年4月1日

○ 議案第3号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長並びに常勤監査委員の期末手当を引き上げるものであります。

1 期末手当の引上げ等（第1条から第8条までの規定関係）

- ① 平成27年度において市長、副市長、教育長並びに常勤監査委員の期末手当を0.05月分引き上げる。
（12月期） 1.625月 → 1.675月
- ② 平成28年度において期末手当の支給配分を見直す。

区 分	平成27年度			平成28年度		
	6月期	12月期		6月期	12月期	
改正前	1.475	1.625	3.10月	1.475	1.675	3.15月
改正後	同上	<u>1.675</u>	3.15月	<u>1.500</u>	<u>1.650</u>	3.15月

2 施行期日

- ① 平成27年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日（遡及適用）
- ② 平成28年度の期末手当の支給配分の見直し 平成28年4月1日

○ **議案第4号 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について**

※ 平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を528,998千円以内から533,797千円以内(4,799千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第5号 平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について**

※ 平成27年度大仙市公共下水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を770,138千円以内から773,720千円以内(3,582千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ **議案第6号 平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について**

※ 平成27年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計に平成27年度大仙市一般会計から繰り入れる額を445,210千円以内から447,019千円以内(1,809千円増)に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。